

第百四回国会 衆議院 科学技術委員会 議 録 第七号

昭和六十一年四月十日(木曜日)

午前十四時四分開議

出席委員

委員長 大久保直彦君

理事 塚原 俊平君

理事 与謝野 馨君

理事 関 晴正君

有馬 元治君

櫻内 義雄君

若林 正俊君

八木 昇君

遠藤 和良君

山原健二郎君

出席國務大臣

國務大臣 河野 洋平君

科学技術庁長官 矢橋 有彦君

科学技術庁長官 川崎 雅弘君

科学技術庁長官 長柄喜一郎君

科学技術庁計画局長

委員外の出席者

防衛庁長官官房

防衛審議官 小池 清彦君

科学技術庁長官官房審議官 吉村 晴光君

科学技術庁長官官房審議官 須田 忠義君

文部省学術国際局長 草原 克豪君

文部省学術国際局長 雨宮 忠君

文部省学術国際局長 工藤 成一君

科学技術委員会調査室長

委員の異動

四月九日

第一類第十三号

科学技術委員会議録第七号

昭和六十一年四月十日

科学技術委員会議録第七号

科学技術委員会議録第七号

科学技術委員会議録第七号

科学技術委員会議録第七号

科学技術委員会議録第七号

科学技術委員会議録第七号

科学技術委員会議録第七号

辞任

遠藤 和良君

同日

水谷 弘君

補欠選任

水谷 弘君

補欠選任

遠藤 和良君

四月九日

研究交流促進法案(内閣提出第七四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

研究交流促進法案(内閣提出第七四号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、研究交流促進法案を議題といたしま

す。

趣旨の説明を聴取いたします。河野國務大臣。

研究交流促進法案

〔本号末尾に掲載〕

○河野國務大臣 研究交流促進法案につしまし

て、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

資源に乏しい我が国が、科学技術の振興にその

立国の基盤を求めることが不可欠であることは申

すまでもありません。特に、創造性豊かな科学技

術の振興が重要な政策課題となっており、この点

で国の果たすべき役割が大きいこともあって、国

の研究に対する期待はますます増大しております。

一方、今日、研究が高度化するにつれて多分野

にまたがる研究が多くなっており、国の研究の促

進に当たっては、研究組織の枠を超えた研究交流

を積極的に推進し、資金、人材等の研究資源の効

率的かつ効果的な活用を図ることが極めて重要と

なっております。

国の研究は一般行政事務と異なる特質を有して

おりますが、これについても公務員制度、財産管

理制度等の一般原則によって律せられるため、国

の研究に関する交流の促進を図る上での条件が十

分整っているとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、昨年七月、臨時行政

改革推進審議会が取りまとめた行政改革の推進方

策に関する答申では、国立の試験研究機関及び大

学と民間等との間の研究交流を円滑に促進する上

で必要な諸制度の整備、改善に努めるよう求めて

おります。

本法律案は、以上にかんがみ、国の研究に関し

国以外の者との交流を促進するために必要な法制

上の新たな措置について定めることにより、国の

研究の効率的推進を図ることを目的とするもので

あり、以下の事項をその内容としたしております。

第一は、試験研究機関等において研究に従事す

る研究公務員に外国人を任用できるようにするこ

とであります。

第二は、研究公務員に職務専念義務の免除によ

る学会等への出席の道を開くこととあります。

第三は、国の委託研究及び国と国以外の者との

共同研究の効率的推進のため、研究公務員を休職

により当該研究の相手方である民間企業等の研究

に従事させる場合、退職手当上の不利益をなくす

こととあります。

第四は、国の受託研究の成果から生まれた特許

権等に関する取り扱いを改善することとありま

す。

第五は、外国政府等との共同研究の成果から生

まれた特許権等について、当該外国政府等に対し

無償または廉価による使用を認めることができる

ようにするとともに、外国政府等との共同研究の

実施に伴い生ずる当該外国政府等に対する損害賠

償の請求権を放棄できるようにすることとありま

す。

第六は、研究交流の促進を図るため特に必要が

ある場合で、試験研究機関等が行っている研究と

密接な関連を有し、その推進が特に有益であると

認められる試験研究を行う者に対し、試験研究機

関等の施設を廉価で使用させることができるよう

にすることとあります。

第七は、国は、本法律案により、国の研究に関

し国際的な交流を促進するに当たっては、条約そ

の他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国

際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を

払うものとするのであります。

これらの措置を講ずることにより、国の研究に

関し研究交流が促進され、研究がこれまで以上に

効率的、効果的に進められるものと確信してあり

ます。

以上、本法律案の提案理由及びその要旨を御説

明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、速や

かに御賛同あらんことをお願いいたします。

○大久保委員長 これにて趣旨説明の聴取は終わ

りました。

○大久保委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。平沼君。

○平沼委員 ただいま河野國務大臣から、提案理

由の趣旨説明をお願いいたしました。私どもと

いたしましては当法案の重要性を認識をしている

ところでございまして、これから科学技術立国と

いう前提に立った場合に、研究交流を促進するとい

うことは我が国にとっても不可欠なこととござ

います。そういうことでその趣旨には賛成をいた

すところでございしますが、今の大臣の提案

理由の趣旨説明に關しまして若干質問をさせてい

たい。

○大久保委員長 河野國務大臣から、提案理

由の趣旨説明をお願いいたしました。私どもと

いたしましては当法案の重要性を認識をしている

ところでございまして、これから科学技術立国と

いう前提に立った場合に、研究交流を促進するとい

うことは我が国にとっても不可欠なこととござ

います。そういうことでその趣旨には賛成をいた

すところでございしますが、今の大臣の提案

理由の趣旨説明に關しまして若干質問をさせてい

たい。

○大久保委員長 河野國務大臣から、提案理

由の趣旨説明をお願いいたしました。私どもと

いたしましては当法案の重要性を認識をしている

ところでございまして、これから科学技術立国と

いう前提に立った場合に、研究交流を促進するとい

うことは我が国にとっても不可欠なこととござ

います。そういうことでその趣旨には賛成をいた

すところでございしますが、今の大臣の提案

ただきたいと思ひます。

まず、先ほど大臣から御説明がございました。本法案の提案の理由によれば、本法案は、行革審の答申を踏まえ、国立の試験研究機関及び大学と民間等との研究交流を円滑に促進する上で必要な法制上の新たな措置について定めるもの、こういうこととございますけれども、まず大臣にお聞きしたいのは、研究交流の促進を必要とする背景について所管の大臣としてどのような認識をお持ちか、その辺の御説明を承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 科学技術を所管する人間といたしまして、昨今の状況について御説明を申し上げます。

今日、バイオテクノロジーでございますとか、マイクロエレクトロニクスなど、境界領域あるいは多分野の協力を要する領域での科学技術が著しく発展してきております。また、基礎研究から応用研究、開発へと至る期間が非常に短縮する傾向にございまして、基礎、応用、開発が相互に強く影響し合うようになつてきているというふうな状況でございます。さらにまた、さまざまな領域と申しますか、異なる発想の導入によります創造性の発揮が必要だ、こう言われているのでございます。

こうした時期の研究動向は、国の研究の効率的推進を図るために、研究組織の枠を超えた研究交流を積極的に推進することが不可欠だ、こう考えております。先生も御承知のとおり、国際的な交流による新たな研究成果を上げていけるものが世界的にはたくさんございますし、また、新たなさまざまな研究領域を超えての研究体制が成果を上げていくという例も大変多いと思ひます。こうしたことを考えまして、今回の交流促進法を皆様に御審議を願うことにしたわけでございます。

○平沼委員 次に、研究交流の現状と問題点について若干お尋ねをさせていただきたいと思ひますが、ありますけれども、今回の法的措置をしなければならぬという背景には、現行では研究交流を促進していく上でのいろいろな不都合がある、こういうことだと思ひます。研究交流といえは、研

究者の交流、国と民間等との間の共同研究の実施等、いろいろ考えられるわけですが、国が関与する研究交流の現状は一体どのようなものか、また、そこでの問題点とこれへの法制上の措置を含めた対応策を、この際大臣から承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 研究交流につきまして、さまざまな問題がございまして、例えば研究交流と申しますと、研究者、人間の交流ということが一つございまして、また、交流といふことが、いわゆる研究集会への参加という問題もございまして、あるいはまた、国以外の研究機関と共同して行う研究の実施あるいは研究施設の相互利用、研究情報の提供、こういったことについて研究交流を私どもが考え、それをテーマとして以下問題点を考えようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。

○長柄政府委員 産学官の交流あるいは外国との共同研究を盛んにしなければいかぬということにかねてより言われていることとございまして、いろいろ問題がございまして、実情はさほど盛んではないというのが現状でございます。

その問題点について若干申し上げたいと思ひます。一つは外国人の任用でございます。当然の法理というものがございまして、国立研究所の普通の研究員には外国人を採用することができないわけでございまして、例えば研究部長とか研究室長、こういう方々には外国人を任用することは現在のところできないということもございまして、新しく任用できる道を開こうと思ひたものでございます。

それから、研究集会といふことも、現在のところ学会への参加でございますけれども、現在のところ公務で参加する、または休暇をとって参加する、あるいはいろいろな方法があるものでございまして、職務に非常に密接ないろいろな学会等に参加する場合、これを休暇扱いにしないで、職務専念義務を免除して、いわば準公務というふうな

扱いをして、いろいろな研究者が学会に参加し、研究交流が盛んになるような措置を講じていきたいと思います。この点について、若干担当局長から御説明をさせていただきます。

○河野国務大臣 研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。

○長柄政府委員 産学官の交流あるいは外国との共同研究を盛んにしなければいかぬということにかねてより言われていることとございまして、いろいろ問題がございまして、実情はさほど盛んではないというのが現状でございます。

その問題点について若干申し上げたいと思ひます。一つは外国人の任用でございます。当然の法理というものがございまして、国立研究所の普通の研究員には外国人を採用することができないわけでございまして、例えば研究部長とか研究室長、こういう方々には外国人を任用することは現在のところできないということもございまして、新しく任用できる道を開こうと思ひたものでございます。

それから、研究集会といふことも、現在のところ学会への参加でございますけれども、現在のところ公務で参加する、または休暇をとって参加する、あるいはいろいろな方法があるものでございまして、職務に非常に密接ないろいろな学会等に参加する場合、これを休暇扱いにしないで、職務専念義務を免除して、いわば準公務というふうな

ういふことの取り組みに関しては、私ども非常に評価をさせていただきたいと思ひます。この点について、若干担当局長から御説明をさせていただきます。

○河野国務大臣 研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。その一つは、研究交流を促進しようと思ひます。

○長柄政府委員 産学官の交流あるいは外国との共同研究を盛んにしなければいかぬということにかねてより言われていることとございまして、いろいろ問題がございまして、実情はさほど盛んではないというのが現状でございます。

その問題点について若干申し上げたいと思ひます。一つは外国人の任用でございます。当然の法理というものがございまして、国立研究所の普通の研究員には外国人を採用することができないわけでございまして、例えば研究部長とか研究室長、こういう方々には外国人を任用することは現在のところできないということもございまして、新しく任用できる道を開こうと思ひたものでございます。

それから、研究集会といふことも、現在のところ学会への参加でございますけれども、現在のところ公務で参加する、または休暇をとって参加する、あるいはいろいろな方法があるものでございまして、職務に非常に密接ないろいろな学会等に参加する場合、これを休暇扱いにしないで、職務専念義務を免除して、いわば準公務というふうな

やに報道もされておりますけれども、果たしてこれが事実かどうか、その辺に關して確認をさせていただきますかと思ひます。

○長柄政府委員 お答え申し上げます。

研究交流促進法案は、当初から研究を行つております国の研究機関に従事しておられます研究者の方を幅広く対象とするという考え方でいろいろ検討を行つてまいりました。最終的には提案中の法案の形に落ちついたものでございます。法案の検討の際には、いつでもございまして、これを議論するのが通例でございます。

今回の法案におきましても、身分法につきましては、防衛庁の職員の方は特別職でございます。それから、その他の省庁の研究者の方は一般職である。この両方の研究者の方々の同一の法律で扱うのが適當かどうかという点も議論したことは事実でございます。これは、防衛庁の研究者につきましては研究交流が不要だというふうな意味では全くございまして、他の一般の省庁の研究者と同様の扱いをすべきことは當然でございます。立法技術上一つの法律でやるか別の法律でやるかというふうなことを検討されたことは事実でございます。結論としては、一つの法律でやつた方がいいという結論になったわけでございます。

○平沼委員 ある新聞の社説によりますと、防衛庁の研究者を含めるということは、日本が戦後三十年にわたつて維持してきた平和利用に限るという研究開発上の原則及びその利点を放棄することになる、そういう危険性を秘めているのだ、こういうふうな社説が出ておまして、私もそれを読んだわけでございます。こういう社説が出ますと、一般の国民がこの法律ができることによって非常に不安を覚えるということもなきにしもあらずでございますので、その辺はつきりした明確な御見解で、そういうことではないのだということを御当局の方からこの際明確に答弁をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

○河野國務大臣 全く先生御指摘のとおりでございます。この法案を成立させることが従来の考え方を要するということとは全くございませ

新聞の社説だつたと思ひますけれども、私も拝見をいたしました。どうも意味が多少よくわからぬ部分もございまして、この法案が、今も局長が御答弁申し上げましたけれども、特定の研究を促進するということを目的としているのではなくて、国全体の研究を効率的に推進するために、国と国以外の者との間の研究交流を促進するということをこの法律で目指しているわけでございます。今先生御指摘の、三十年間維持してきたものが変わるのじゃないかというふうな性質のものでは全くないことを私からも申し上げたいと思ひます。

なお、少し付言をさせていただきますが、私もこの法律を御提案するにつぎまして、さつき申し上げましたようにすべての国の研究にこの法律がかぶるという点で考えたことが二つございまして、一つは、今局長から御答弁を申し上げました防衛庁の特別職の部分はどうやって入れるかということでございます。もう一つは、せっかくこういう法律でございますから、文部省の国立大学もこの法律の中にすばつと入つてくれると、全部をかぶると、全部が同じ法律によつて進めることができるというところでございまして、しかし、国立大学にいろいろ御討議があるようでございますが、むしろ国立大学の方は進んでおる、新たにこれでお部をかぶせるまでもなく、我々の方は進んでおる、こういう御意見でございまして、法律の姿からいうと全部すばつとかぶつた方が形がいいように思ひましたけれども、しかし法制上は問題はない、こういうことでございまして、その部分が除かれております。

そして防衛庁の問題につきましても、今局長から御答弁申し上げましたように、研究に従事するという点に着目すれば、全くそれは一般職、特

別職を区別するという必要はもちろんないわけでございます。それをうまくこの法律に入れるというところで知恵が出てきた、こういうことであることをぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○平沼委員 今の大臣の御答弁を承つて安心をしたわけでございますけれども、特別の研究に限つてやるのじゃない、この辺がちょっと明確でなかつたためにこういつた社説が出て、何か戦争のための研究にこの研究交流法が影響を与えて、そして平和に限るという大前提が損なわれるのじゃないか、何しろ大新聞の社説に出たことでございまして、それから、こういうふうな危惧が国民の中にも広がっております。したがって、科学技術庁としてもこの点は繰り返し国民に向かつてよく説明をしていただいて、そして国民の中に惹起されるであろうそういう不安を取り除くように、ぜひ努力をしていただきたいと要望として申し上げておく次第であります。

これにも關係いたしまして出てくる議論として、今のお答えで大体十分だと思つておりますが、防衛庁を本法案の対象に入れることによつて国立大学あるいは国立試験研究機関が防衛技術の研究に巻き込まれることになる、そういう意見も出てくるわけでございます。こういうこともやはり国民の中に不安を呼び起こすことにつながりますので、若干重複すると思ひますけれども、このポイントについてもお答えをいただきたいと思ひます。

○長柄政府委員 防衛庁の研究の方が、本法案の身分法関連でございまして、対象になつたということによつて、大学とか国立試験研究機関が防衛技術の研究に巻き込まれるのじゃないかという懸念に対する指摘でございますが、本法案は国と民間企業、国と外国、こういう相手の研究交流をするためのいろいろな問題を除去しようという、そのための特例措置を盛り込んだものでございまして、したがって、国の中のいろいろな機関の間の研究交流については、本法案では何ら規定し

てないのでございまして。すなわち、国立試験研究所と例へば防衛庁の研究所または国立大学、この間の研究交流ということにつきましては、法律的には何ら特に大きな隘路はございせん。そういうことで、今回の法律によつて国立試験研究機関と国立大学または防衛庁との間の關係については何ら変更はございせん。そういうことで、先生の御指摘のような懸念ということとは從來と何ら変わらないということ、そういう懸念はないものというふうに考えております。

○平沼委員 私も法律案の要綱を読ましていただきました。どうしてそういう解説が出てくるのかなと実は疑問に思つたのですが、實際国民レベルではそういう法律案の要綱なんというものは読まないわけでありまして、また、法律が施行されてもその法律自体も余り読まないわけでありまして、ただ研究交流促進法が出る、それによつてい

わゆる軍事的に集中的に突つ走る、ある新聞の社説なんかそこを明確に、これは軍事大国への道だということまで言ひ切つてゐるわけでございます。こういうマスメディアの誤解も解いて国民の皆さんに安心していただいて、そして科学技術立国という日本の国是でありますから、それが効率的に、そして非常に効果あらしめる、そういう形で推進されるための研究交流促進法だということを、繰り返しになりますけれども、ひとつぜひPRをしていただきたい。こういう誤解がありますと本当に生きるべき法律も生きなくなる、私はこういうふうに考えておりますので、この辺については特段の御配慮をお願いしたいと思つております。

も、すべての研究交流というものを網羅し、カバーする、そういうものではないと思います。したがって、政府レベルで検討すべきことも今後いろいろな形で多いと思います。私は、今後ともこの研究交流というのには大胆に、弾力的にその運用措置を検討して、そしてその実施に努めていかなければいかぬ、今回の研究交流促進法はまさにその一里塚なんだ。諸外国に比べてたつてその辺のレベルというのはいまだまだ道遠しである、こういう感も免れないわけでございます、こういう私の考えに關して大臣はどういうお考えをお持ちか、その辺最後に大臣からお伺いをさせていただきます、私の質問を終わりたいと思います。

○河野国務大臣 冒頭申し上げましたように、研究の交流を進めてまいります目的の中に、例えば国際的な外国との交流というのがございますけれども、外国の例などを聞いてみますと、もっともっと大胆に交流をしている。これは例えばヨーロッパの研究などは地理的な条件も非常に恵まれておりまして、隣接国との間に車で行き来が簡単であるというようにございまして、そういうし、あるいは民族意識の背景にはその間の交流について非常にフランクな、自由なものもあるのかもしれないが、私どもが今ここで御提案しておりますよりはるかに弾力性のある研究所も少なくないわけでございます。

今先生御指摘のとおり、私どもが御提案を申し上げております研究交流促進法は、まだまだ従来の隘路を何とか解決しようというだけであって、もっと大胆に研究交流の促進に向けて努力をしていく必要があると私も実は思っております。日本の国は、置かれた地理的条件あるいは言語上の問題とか、ヨーロッパ、アメリカの国々にくらべれば研究交流の促進のためにはもっと努力をしなければならぬ問題もあるわけでございますから、客員教授の問題でございますとか、そうした点につきましてもさらに研究をいたしまして、本當の我が国が目指している日本の研究レベルを上げるという成果を上げるために努力をしてまいりたい。

今回御提案を申し上げました法律は、まだまだその最初の部分であるというふうなごひ御理解をいただきたいと思いますと同時に、私どももこれから先も努力をしてまいりますということを申し上げて、御理解いただきたいと思います。

○平沼委員 今大臣の御答弁を拝聴しまして、非常に力強い気持ちでいたしております。言うまでもないことでありますけれども、やはり研究交流を促進し、活発化させるということがこれからの日本の将来にとって大変重要なことであるわけでございます、新しい研究交流促進法案を契機としてさらに研究交流が活発に行われる、そして日本の将来にとって一つの大きなこれが第一歩である、こういうこととお取り組みをいただきたいと思ふ次第でございます。

若干時間が余っておりますけれども、御協力の意味でこれもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大久保委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 本法案の審議に先立ちまして、本法案のような法案が提出されたということの意味合いに關連いたしまして、大臣に最初に伺いたいのですが、科学技術庁といふものと、とかく原子力庁というふうなふうに分けられがちなわけでございます。科学技術庁設置法をひもとくまでもなく、本来関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整的な機能といふことが、そういう官庁でもあるというふうな私ども認識しているわけでございます。大臣としてそのような御認識で、今後ともそういう方針をお持ちなのかどうか、最初に御見解を賜りたいと思います。

○河野国務大臣 科学技術庁の任務に基づいて取りまじめを行ったということでございます。○小澤(克)委員 そこで、この法案につきましてもいろいろ批判すべき点等もあらうかと思ひますけれども、時間も一時間でございますし、今後の審議のための基礎的な事項についてとりあえずきょうはお伺いをしたいと思ひます。そこで、まずこの法案において対象としている

研究機関ですが、どのようなものが具体的な対象となり得るでしょうか。第二条で「政令で定める」というふうになっておりますが、どのようなものを予定しているのでしょうか。

○長柄政府委員 第二条で試験研究機関等の定義をしていただいておりますけれども、この第一項第一号では、いわゆる通常の国立試験研究機関をいふわけでございまして、これにつきま

第二号では、特別の機関に置かれます試験所、研究所といふこととございまして、これにつきましては、通商産業省の工業技術院傘下にある試験研究機関、また防衛庁の技術研究本部にござい

す研究所、こういうものが対象になろうかと思ひます。

第三号でございしますけれども、地方支部局に置かれる試験所といふふうなものは、北海道開発庁北海道開発局の土木試験所等がござい

○小澤(克)委員 第一号に該当するのは、およその数としてはどのぐらいのものを予定しているのでしょうか。また、主な代表的な研究機関等ありましたら、二、三挙げていただきますとありがたいのであります。

○長柄政府委員 第一号の試験研究機関に該当する機関といふことは、これは最終的には政令で規定することになりますけれども、約六十五くらいというふうな考えております、例えば科学技術庁でございしますと航空宇宙技術研究所、金属材料技術研究所等、それから例えば農水省の農業生物資源研究所と運輸省の船舶技術研究所、こういうものがこの第一号に該当するものというふうな考えております。

○小澤(克)委員 既に一部お答えいただいたわけですが、防衛庁関係としてはどのような研究機関がこの法案の対象として予定されるのでしょうか。これは防衛庁にお答えいただきま

○長柄政府委員 先ほど申し上げましたように、具体的な範囲につきましましては政令で定めることに

なっておりますが、我々の考えておりますのは、防衛庁では、防衛庁の技術研究本部の研究所及び試験所、それから防衛大学校、防衛医科大学校、それから自衛隊中央病院の研究検査部を考えております。

○小澤(克)委員 機関について、大体対象について今お答えいただいたのですが、次は人の方です。二条の二項にはその対象が列挙されているわけですが、この中で、基本的には今お答えになった機関に勤める人ということになるかと思ひますが、この二項の二号の方の防衛庁の職員それから自衛官、これは具体的にはどういった方を予定しているのでしょうか。これも「政令で定める」となっておりますが。

○長柄政府委員 二号の方でございしますと研究職、別表第七というのには研究職俸給表の適用を受ける方でございますが、防衛庁の技術研究本部の研究所に勤務されている研究職の方、ただしそれは一級を除くといふこととございします。それから別表第六、別表第八と申しますのは、教育職俸給表の適用ないし医療職俸給表の適用の方で実際に研究されている方。それから自衛官でございしますけれども、これは防衛庁の研究所の中で研究をやっている自衛官の方がいっぱいいます。一般の研究職と全く同じ業務に従事されている方を政令で指定することを考えております。

○小澤(克)委員 ちょっとその辺の実態が私どもよくわからないので、これはむしろ防衛庁の方にお答えいただきたいでしょうか。自衛官、すなわち普通に言えば制服といふことなんでしょうが、それで研究に従事している方というのはどういった研究をどのぐらいの方がやっておられるのか、お願いいたします。

○小池説明員 お答えいたします。防衛庁の技術研究本部の研究所、試験所におきまして文官の研究員と同じ性格の研究をやっております自衛官、人数をいたしまして約百名ちょっとおりますが、そういう者たちでございします。あと、防衛大学校に理工系の教官をいたしておる者

が数名おります。

以上でございます。

○小澤(克)委員 それでは、基礎的なことを次々に伺っていくことにいたしまして、次に、「外国人の研究公務員への任用」というのが第三条にあるわけですが、外国人で日本の研究機関に勤めている方、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。また、特に多いような代表的な機関等ありましたら挙げてください。

○長柄政府委員 国立試験研究機関については、外国人研究者を常勤の研究公務員として任用した実績はございません。

国立大学におきましては、これは文部省から聞いた数字でございますけれども、常勤職員としての教授、助教授で外国国籍を持つておられる方でございますが、これは六十一年、本年一月現在でございまして、教授、助教授が二十九名、また助手として採用された方が八十二名、合計約百十名の任用実績がございまして、

○小澤(克)委員 現行の法令でも、試験研究にのみ従事する平の研究員であれば外国人の採用は特に妨げないのではないかと、いうふうに認識しておりますが、現在では実績としては教育関係を除けば全くのゼロ、こういうことになるわけでしょうか。

○長柄政府委員 外国人の任用につきましては、国家公務員法上明文の禁止規定というものはございませんが、当然の法理というものが働いておりまして、これは公権力の行使または国家意思の形成に参画する官職には外国人は任用できないという法制局の見解がございまして、

先生のたゞいま指摘されました一般の管理職ではない研究員については、公権力の行使または国家意思の形成に参画する度合いがほとんどないというところから、これは外国人を採用してもいいという解釈がございまして、先ほど申し上げましたように、その実績というものはゼロでございます。

○小澤(克)委員 確認のために伺いますが、防衛庁関係の研究所でも外国人の任用というのは現在のところはないわけでしょうか。

○小池説明員 現在、全くございません。

○小澤(克)委員 現在、平の研究員としてもゼロであるということ、この法案で外国人をある程度の管理職まで含めて任用できるようにしよう、何か卒然とという感じを受けるのですが、実際にそういうニーズというものはかなりあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○長柄政府委員 この三月末に閣議で決定いたしました科学技術政策大綱におきましても、日本の科学技術というものを今後振興する上で非常に基礎的・先導的なものに重点を置く、非常に基礎的研究に重点を置くというところになっていくわけでございますが、そういう基礎研究、非常に多分野にわたるような研究を進めるためには、いろいろな考え方、いろいろな文化なり風土なり違った価値観を持った方が一緒に研究に従事することによって相互に勉強されるということが期待されるわけでございますが、日本人だけではなくて、外国のいろいろな発想の異なった方も一緒に研究に従事すること、これは必要だということに考えております。

もう一点は、昨今の国際化時代でございますけれども、諸外国のいわゆる公的機関においては外国人をかなり採用しているわけでございますが、日本ではそれは閉じられていて、特に管理職部門において閉じられていて、ということで、これについて道を開こうというふうに考えたものでございまして、

○小澤(克)委員 この第三条の読み方なんですけれども、これは国家公務員法の規定その他の法律の規定によって任命権を有する者が外国人を任用することができるということになるのですが、防衛庁関係の研究所も第三条は対象とすることになるのでしょうか。

○長柄政府委員 第三条の中で「前条第二項第二号に規定する者を除く。」ということになっております。

りまして、すなわち、防衛庁の職員給与法の適用を受けられる方はこの第三条からは除外してございまして、

○小澤(克)委員 そうすると、私ちょっと読み方が不十分だったのですが、今の御説明によりまして、この法案によっても防衛庁関係の研究所に外国人が任用されるということは、特に管理職についてはない、こういうことになるわけですね。

○長柄政府委員 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 そこで次ですが、第四条関係ですけれども、研究会への参加の道を開くというのが第四条の趣旨だろうと思っております。これは現状であれば、公務として出張扱い等で参加することは現在でもできるわけだろうと思っておりますが、特に「参加を承認」というのは具体的にどういう取り扱いを考えているのでしょうか。

○長柄政府委員 今回の第四条でございますけれども、従来は、職務として参加する場合は出張ないし外勤ということで行っていたわけでございますが、研究者というのは、その職務だけではなくて将来のこと、いろいろな自分の力をつけなければいかぬということ、いろいろな研究集会に参加して広く内外の人と交流すると同時に、自分の創造性涵養のために身につけなければいかぬという、本来そういう職務でございまして、そういう意味で、従来は休暇をとりまして国内ないしまた外国における国際学会に参加したというのを、今回は職務に非常に密着に関係するような場合で、しかも研究交流に非常に資するというふうな場合については、準公務と申しますか、職務専念義務を免除して、そしてその方がそれに参加できるように、この場合、任命権者の方が行ってもいいかどうかという判断をするということでございまして、あくまでも本人がこういうしじかの理由でこれにぜひ参加したいという申し出をされて、それを任命権者の方が承認するという手続になろうかと思っております。

○小澤(克)委員 そうすると、休暇でもない出張でもない、したがって有給ではありますが出張

手当などは出ない、簡単に言えばこういうことでしょうか。

○長柄政府委員 職務専念義務の免除というのはそういう意味でございまして、休暇扱いにはしない、ただしいわゆる出張ではないというものでございまして、

○小澤(克)委員 それでは、ここで言う研究会といたうのは、もちろん海外で行われるものも排除はしていないわけでしょうか。

○長柄政府委員 海外で開かれます学会への参加も考えております。

○小澤(克)委員 これまでの実績というのですか、こういうことは多かつたのでしょうか。

○長柄政府委員 まず、海外で開かれる学会への参加の数字でございます。これは五十九年度の数字でございますけれども、国立試験研究機関の研究者の方の統計でございますが、出張によって外国の学会に参加された方が百八十八人、それから休暇を使って参加された方が二百九十人というのが実績でございます。

国内で開かれた学会への参加でございますけれども、出張という形で行かれた方が五十九年度で約六千五百人でございますが、自費で休暇をとって行かれた方については詳しい統計がございません。ただ、科学技術庁のある研究所だけに限って言いますと、出張で行かれた方が、これは国内でございまして、出張で行かれた方が、これは国内で、

○小澤(克)委員 学会等への参加の場合、特に海外の場合など旅費もかなり高くなります。それから参加費用それ自体取られることもあるわけですが、こういうのはもちろん職務専念義務の免除にすぎないわけですから、あとは自費でやれ、こういうことになるわけでしょうか。

○長柄政府委員 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 国内で、しかも近距離のような場合は、これまでも事実上そういうことは上司が

承認するということで行われていたのじゃないかと思ひますけれども、それは別に現行法でも法違反になるということじゃないのでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

○長柄政府委員 事実上そのような懸念というよりな形であつたかも知れませんが、国家公務員は職務専念義務というものが課せられておりまして、職務以外のことで職務を離れてはいけないうこととございまして、国内学会といえども、出張ではなくて参加する場合には休暇扱いになるというのがルールでございまして。

○小澤(克)委員 その辺は、どこまでが職務であり、どこまでが職務に密着したものか、いわば弾力的な解釈の余地があるのじやなからうかと思ひます。

次に行きまして第五条関係ですが、国以外の者が国と共同して行う研究に関する規定でございまして。この「国以外の者」というのは、典型的なのは民間の研究機関だろと思ひますが、そのほかにも、自治体であるとか国の機関に準ずるような特殊法人とか、その他一切合財この五条の対象としては含むことになりまして。

○長柄政府委員 「国以外の者」といいますのは、日本国の自然人、法人、地方自治体、それから外国の自然人、法人、公共的な団体及び政府並びに国際機関を指しております。

○小澤(克)委員 現在、国家公務員が国以外の者と共同して研究を行っている——国家公務員がというのでなくて、国の研究機関が言った方がいいでしょ、国以外の者と共同して研究を行っている、あるいは国が何か委託をしているというのは、実績としてはどの程度あるのでしょうか。これはテーマの数え方にもよると思うのですが、大づかみな数字で結構です。

○長柄政府委員 国が国以外の者と委託研究契約を結んだり、共同研究契約を結んで研究をやっている件数、今手元に数字がございせんが、かなりの数の共同研究ないし委託研究が進んでいるものというふうに理解しております。ただいま手元

に数字は持っておりませんが、どの研究所も少なくとも数件くらいは研究はやっております。国際的な共同研究の実績につきましては、六十年度に各省庁において実施されたプロジェクトというのは約六十課題が行われております。

○小澤(克)委員 特に防衛庁の方にきょう来ていただいておりますので伺いますが、防衛庁において、国以外の者と共同あるいは国以外の者に委託して研究を行っているというのは、テーマとしてどのくらい現在実績としてございましてしょう。

○小池説明員 防衛庁にも委託研究はございまして。実績で申しますと、六十年度に九件ございまして。六十一年度には七件を予定いたしております。

共同研究につきましては、このところないのですけれども、過去において一件だけ、PSI型の対潜飛行艇の研究開発をいたしましたときに、アメリカの支援を仰いだり、こちらから向こうに資料を提供したりというふうなことがありまして、これも一種の共同研究であるというふうに解釈いたしております。それが一件あるだけでございまして。

○小澤(克)委員 件数が九件とか七件とかいうオーダーでございまして、ひとつどういうテーマでやっているのか、全部言っていただけですかしょうか。

○小池説明員 まず六十年度の九件でございまして、航空機の諸元策定プログラム、試験用ファンの調査研究、気体爆薬に関する調査研究、艦艇流体低減化の調査研究、戦闘機用統合電子戦システムの調査研究、制式規格の原図原案の作成、基礎素材新技術等の調査研究、技術情報処理の最適システムに関する調査研究、高圧空気装置の調査研究、以上が六十年度の分でございまして。六十一年度、これはまだ予定でございまして、低雑音プロペラの調査研究、艦艇流体低減化の調査研究、投薬型電波妨害機の調査研究、基礎素材新技術の調査研究、制式規格の原図原案作成、滑走路の維持工法に関する調査研究、国内外

の防衛関連技術の調査研究、以上でございまして。○小澤(克)委員 テーマの名前だけではある程度想像はつくものもあるれば、抽象的過ぎるばかりわかないものもあるわけですから、差し支えない範囲内で我々素人にももう少しわかるように、そしてまた、委託先についてもお答え願ひたいのですが。

○小池説明員 まことに承知がたい次第なものでございまして、中身の細部につきましては私もよく承知しておりませんが、どうも恐縮でございまして。それから委託先につきましても、ただいまちよっと手元に資料がございまして恐縮でございまして、民間の企業であると思われまして。

○小澤(克)委員 十分な質問の打ち合わせができなかったという事情がございまして、やむを得ないと思ひますが、これは大変重要な問題だと思ひておりますので、今後また私、お時間をいただいて詳細を明らかにいたしたく機会をぜひつくりたいと思ひます。

それでは次に移りまして、第六条ですが、特許権あるいは実用新案権の一部を国以外の者に譲与することができるといふのがこの趣旨でございまして、これは譲与といふのがまずどういう意味合いなんでしょうか。無償譲渡、有償譲渡等を含む概念なんではないか。

○長柄政府委員 ここで言っております譲与は、無償譲渡でございまして。

○小澤(克)委員 現行法下では、全くの無償で譲与するといふことは不可能なんではないか。あるいは、国といえどもだれかに何物かを譲与しても構わぬといふことになるのでしょうか。

○長柄政府委員 特許権といふのは、国有財産法によりまして国の財産となっております。国の財産は正当なる対価なくして譲渡してはならないという一般原則がございまして、従来受託研究の場合、資金は、民間側と申しますか、国以外の者が負担したわけがございまして、その権利については、そのようなことからすべて国が権利を保有していたといふものでございまして。今回のこの

ような特例措置を設けることによって、全部でございせんが一部を無償で譲渡できるような道を開くということにございまして。

なお、受託と全く逆に委託の場合でございまして、委託の場合は、国が資金を負担したということから、その成果及び成果に伴う特許権については国が権利を持つということになっていまして、委託の場合も国が持つ、受託の場合も国が持つというのが従来の方法でございまして、今回の特例措置が認められますと、受託の場合は、一部について相手方に無償譲渡できるといふことにするわけでございまして。

○小澤(克)委員 これまでに国の機関での研究成果として得られた特許について有償で譲渡するといふようなことは、これはよく行われてきたことなんではないか。

○須田説明員 そういふ道は開かれてはいますけれども、今ちょっと数はつかんでおりません。先ほど局長申されました委託によって、成果の一部、大蔵省も相手方に適正な対価で随意契約で売却できるといふ制度も昨年つくりましたので、そういう道は開かれております。

○小澤(克)委員 委託した場合は受託した場合も両方全部国の特許になるというものは、考えてみたら大変虫のいい話なんではないか、恐らく法制度がそういうふうになっていくので、国が委託を受けたといふことで費用は国以外の者が持った場合に、正当な対価といふところで、費用は国以外の者が持ったのだからそのことを加味して対価を適宜定めるといふようなことは、これまでの運用としてはやはりできないのでしょうか、どうなんでしょう。

○長柄政府委員 国が受託研究を契約いたします際、そのかかったコストを全額いただくというのが原則になっております。そういうことでございまして、その特許権を国が持つからその分だけ割引して受託研究費を減らすというふうなことはとっておりません。

○小澤(克)委員 いや、そうじゃなくて、国が国以外の者から委託を受けて何らかの研究を行い、

特許権を取得した、しかしその費用は国以外の者が負担しているという場合に、それと取得した特許権をその費用を負担した者に有償で譲渡しよう、しかしその場合の対価を定めるについて、実質研究費をもらっているのだからそのことを加味して正当な対価を定めればよいではないかというような扱いは、これまでではできなかったわけでしょうか。あるいは、そういう実績というのではないのでしょうか。

○吉村説明員 御指摘の点は、通常常識的に考えればごもっともな御意見だと思えますが、現在の国有財産法の立て方が、一たん国の財産となったものは法令の根拠なしに無償または廉価で他の人に譲渡してはならない、こういう原則がございします。現在の国有財産法自体がそういう事態を十分頭に入れてつくられたかどうかという問題もございまして、御指摘のような運用は現下の法制のもとではできないというのが現状でございします。

○小澤(克)委員 大体六条の趣旨はわかりました。それで、ここでは条文上はあらわれていないのですが、今の御説明の趣旨からすれば、無償で譲渡する先というのは現実に研究資金を負担した者に限られる、こういう解釈、運用になりますでしょうか。

○長柄政府委員 そのとおりでございします。

○小澤(克)委員 そうであれば法文上もそれを明記した方がいいのではないかと思うのですが、これは特にその点を条文上はあらわなかったのは何か理由があるのでしょうか。

○吉村説明員 第六条をごらんいただきますと「国は、国以外の者から委託を受けて行った研究の成果に係る国有の特許権又は実用新案権の一部を、政令で定めるところにより、当該国以外の者に譲与することができる。」と書いてございまして、非常にわかりにくい言葉でございしますが、この「当該」というところで相手方を特定しておるという意味でございします。

○小澤(克)委員 国以外の者から委託を受ける場合は必ず研究費を徴収するという扱いなんではないでしょうか。

うか。

○須田説明員 おっしゃるとおりでございします。そういう扱いでございします。

○小澤(克)委員 それでは次に移りまして第七条でございしますが、この条文を拝見しますと、「外国の公共的団体又は国際機関と共同して行った研究の成果に係る国有の特許権」等について、「これらの者その他の政令で定める者」となっておりまして、共同研究を行った相手の機関には必ずしも限らないように読めるのですが、これはどういう趣旨なんでしょうか。

○吉村説明員 第七条に基づきまして国同士が共同研究をやります場合に、当然実施をする中にいろいろな企業体とか民間の法人とかいったものが入ることがあるわけにございまして、全体として共同研究をやるということになる場合が多いわけにございしますが、そういう場合には国だけではなくて、そういうところに参加をした民間の法人についても同じ扱いが必要であらう。ただそういう場合には国が、この法人については廉価使用をさせてほしいという話があれば、そういう法人についても認めるといった趣旨のことをここに書いておるわけにございします。

○小澤(克)委員 それでもう一つ。私の不勉強で恐縮なんですけれども、国が外国もしくは外国の公共的団体または国際機関と共同して研究を行って、そしてその特許については国が取得するというのは、どういったメカニズムと申しますか、そういうことになるのでしょうか。

○長柄政府委員 ヨーロッパ、アメリカで行われます政府間の国際共同研究の場合でございしますけれども、共同研究によって特許権が生じたというような場合に、その特許権の許諾に当たって無償または廉価に認め合うのが通例になっていまして、

これをもう少し日本の特殊法人の場合で申し上げますと、特殊法人というのは国有財産法なり財政法の直接の適用を受けませんので、こういう無償ないし廉価ということは可能でございしますけれども、

ども、日本の研究者が例えばアメリカに行きまして、アメリカ人と一緒にアメリカの設備を使って研究をやったというようなケースに特許権が出た。その場合に日本人が發明したというふうな場合は、一つの例でございしますけれども、日本国における特許権は日本側が持つ、アメリカにおける特許権はアメリカが持つ、第三国における特許権はアメリカが持つ。ただし、米国ないし第三国における無償実施権を日本が持つ、日本国における無償の通常実施権はアメリカが持つというのが通例になっております。

そういうことで、日本国においては日本側が特許権を持つわけにございしますけれども、アメリカは無償の通常実施権を持つということが普通の国際的なルールになっております。そういう意味で、現在の財政法の建前から日本の権利を、今の例ではアメリカでございしますけれども、無償で許諾するということとは不可能でございします。そういう隘路を打開するためにこの条項が設けられたものでございします。

○小澤(克)委員 今の御説明でなかなか複雑な決まり方をなさるようではございしますが、何か条約に基づいてそういう特許権の帰属というのが決まるわけなんではないでしょうか。

○長柄政府委員 条約ではございしませんで、欧米諸国の考え方は、共同研究をやる場合は一心同体といいますが、あなたのものはおれのもの、おれのはあなたのもの、一つのものだというところでお互いに無償ないし廉価でやり合うということによって、相互に平等に扱うというのが通例になっております。そういう枠の中に日本が入ろうといたしますと、日本はそうでございしませんで、有償が原則になっておるといってなかなか入れないということ、今回の法律案では国際共同研究に参加する場合に限って、世界一般を支配していただきます慣行に日本も従うということにしたわけにございします。

○小澤(克)委員 ちょっと理解しにくくて申しわけないのですが、私がお尋ねしているのは、第七

条では共同して研究を行って国が特許権を取得するというものが、どうしてそういうことになるのかかわからないのですから。先ほどの御説明がそういうことだったのだらうと思うのですけれども、それが条約が何かに基づいてそうなるのか、仕組みを教えてくださいたいのです。

○吉村説明員 国際間で共同研究をやります場合にどういう形で特許権を取得し合うかというのは、条約があるわけではございしませんで、そのときの交渉事でございします。ただ、欧米人の発想としては、お互いに利用させることが当然であるという発想がございまして、そういう違った発想のところに入っていくということになりますと、そういう発想に事実上合わせざるを得ないというところもございします。条約があつてそういうことが一般的に決められているものではございしませんで、あくまでもケース・バイ・ケースのそういうた約束事の一つということにございします。

○小澤(克)委員 それで、現実これまでに外国の機関と共同研究をして、その成果について国が特許を取得したというようなことは、実績といえますか、実例があるわけでしょうか。

○長柄政府委員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、無償とか廉価でお互いに許諾し合うというのが向こうのルールでございまして、こういう条項の入るような国際共同研究には日本の国の研究所は参加できないというところもございします。情報交換とか人物交換とかいうふうな特許の発生しないような共同研究はかになりございしますけれども、非常に大がかりな研究で特許が生ずる、その特許の配分をどうするかというふうなことを規定するような条約はなかなか結ばなかったというのが実情でございまして、私の記憶では国有の特許になったというものはないというふうなことを考えております。

ただ特殊法人の場合は、例えば日本原子力研究所とかいうところは、既に無償許諾というところとでいろいろな契約を結んでいまして、かなりの特許権を日本側も取得し、また相手方も取得した

ものというふうに理解しております。

○小澤(克)委員 そうするとこの第七条は、現在のやり方で何らかの国が特許権を取得してしまったというのを前提としてこういう規定をするのではなくて、今後の研究等についてお互いに無償で使い合うことを前提に特許権の帰属を決め合うような、そういうことを予想し、これを可能にしよう、こういうことですか。

○長柄政府委員 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 わかりました。
次に移ります。第八条関係でございますが、これは損害賠償請求権の放棄という規定でございますが、現在までに共同研究等で現実に損害賠償などの問題が生じたということがございますでしょうか。

○長柄政府委員 国際共同研究におきまして、日本の国立共同研究所と外国の研究機関の共同研究によって損害賠償請求問題が起きたというところは、私は承知しておりません。ただ、この損害賠償請求権をお互いに放棄しないと共同研究に入ってくれないというようなケースはございました。
○小澤(克)委員 そうすると、そのケースでは共同研究を断念した、こういうことになるわけでしょうか。そういうのがどんなテーマでどのくらいこれまでありましたでしょうか。

○長柄政府委員 例えばNASAが今計画しております宇宙基地計画の予備設計段階に関する協力でございましてけれども、これにつきましては相互に損害賠償請求権を放棄し合うというのが大前提になっておりまして、ヨーロッパ諸国それからカナダはこの約束、こういう条項でいいということになっておりますが、日本の宇宙開発事業団が入ります場合は、これは特殊法人でございましてこのような条件で参加することは可能でございますが、国立研究所が参加しようとした場合に、その条項が国内法に触れるということで参加できなかったケースはございます。

○小澤(克)委員 これは念のために伺いますが、この第八条はあくまでも国が請求権を持つ場合に

それを放棄するという趣旨で、外国の研究に参加をした当該の公務員それ自体の、その個人の持つ請求権、これはこの第八条の規定するところは全く別問題、こういうことになりましょうか。

○吉村説明員 御指摘のとおりでございます。これは国と国の間の権利義務の関係を決めたものでございまして、それ以外の者が持つ請求権についてまで言及はしていないわけでございます。

○小澤(克)委員 そうすると、その公務員としては公務上の災害ですから当然日本国に対しては請求をする。日本国がそれを、その災害が外国の研究機関の責任であった場合に求償することになるわけですが、その求償権が放棄される、したがって公務員個人にとっては特段の不利はない、こう理解してよろしいでしょうか。

○吉村説明員 御指摘のとおりでございます。国が先方に持つ請求権及び求償権を放棄するという点でございまして、ただいま御指摘がございましておるといふことでございまして、明文で書いておるといふことでございまして、

○小澤(克)委員 次に、第九条「国有施設の使用」に関して伺いますが、現時点で、国の施設を国以外の者の利用に供するといふようなことは、実績としてかなり多いわけでしょうか。

○長柄政府委員 最近五カ年間にしまして国有の研究施設を外部の方が使用された実績でございまして、主要な省庁について調査した結果によりまして、約七十の施設において外部の方が利用されたケースがございまして、

それで、これを利用されます場合、適正な対価と申しますか、一般としては、フルコストをいただいてその使用を許可しているわけでございます。

○小澤(克)委員 防衛庁に伺いますが、防衛庁関係の研究機関で、その施設を国以外の者に使用させた実績というのはこれまでございましてでしょうか。

○小池説明員 九条に該当するような例は、現在までのところございません。

○小澤(克)委員 九条によりますと、利用した者が「施設を使用し得た記録、資料その他の研究の結果を当該機関に政令で定める条件で提供することを」約束することが条件になっているわけですが、これも、これは具体的にどういうことなんでしょうか。すべてを提供することを予定しているわけでしょうか。

○吉村説明員 具体的には政令で定めることになるわけでございますが、私どもの頭の中にございまして、こういったケースが適用されるのは、非常に大きな設備、多額の経費を要するために民間に設置できないような設備の使用の場合にそういうことが行われるであろう、しかもその設備の使用の目的というのは試験データの取得ということを中心ではなからうか、そういった試験データを取得された場合には、そのデータが国にとっても非常に役に立つので、そういったデータをいただくといふことを条件にして廉価使用の道を開きたいという趣旨でございまして、

○小澤(克)委員 ここで得た成果といいますが、知見、資料等は、提供を受けた以上、国の方で独占的に利用するといふことは予定はしてないわけでしょうか。

○吉村説明員 そういふ形で得たデータそのものが直ちに工業所有権とかいったものにつながるというところは考えておりませんで、むしろ、そういうデータを使って国の研究を効率的にやると申しますか、国で試験をする身がわりと申しましょうか、そういう形で国の研究を効率的にやれるといふことになるわけでございます。そういう形でございまして、国は国の研究の中で有効に活用していくことが目的でございまして、

独占的な使用といふことにつきましては、私どもちょっと御質問の趣旨をはかりかねます。

○小澤(克)委員 平たく言いますと、要するに民間の方が国の研究機関等でいろいろな施設を使って研究をした、その結果、貴重なデータ等が得られた、あるいは新しい知見が得られたというように、それを国にも提供するけれども、コ

ピー等をとって持ち帰って、民間の企業なりなんのの研究にも役立てる、こういうことは別段この九条では妨げないといえますか、政令で定める条件というのは、そういうことも予定した条項なんでしょうか。

○吉村説明員 お尋ねの件は、民間側がみずからの研究を国の施設を使ってやりたいということでございますから、その成果は当然のことながら民間に属するわけでございます。ただ、国としては、研究交流という観点から、国の研究にもそのデータ等が非常に役に立つときには、いただくかわりに廉価の使用を認めるといふことでございまして、そのデータの使用は、本来的にはその試験をされる民間側に権利といえましょうか、そういうものはある、国もあわせてそのデータを国の研究や効率的な推進のために使わしていただく、こういう趣旨でございまして、

○小澤(克)委員 最後にお尋ねしますが、本件は、国と国以外の者というのを主として対象とした法案のようではございますが、国の機関相互の間では研究交流というのは、防衛庁とその他の問題も含めて、現在いろいろ活発に行われているのでしょうか。

○長柄政府委員 必ずしも国の機関の相互間で活発に研究交流が行われているとは考えておりません。組織の壁と申しますか、各研究所ごとの壁みたいなものがございましてなかなかうまくいかないといふことで、実は科学技術庁の科学技術振興調整費等によりましては、各省庁間、大学、民間も含めてございましてけれども、そういう相互研究と申しますか、共同研究のようなものを太いに援助するといふことで、調整費のプロジェクト等では省庁間の枠を超えて研究が進められているといふことでございまして。各省庁間、研究所間の法的な隘路というのは特にならぬのでございましてけれども、運用上、実質上いろいろうまくいってないといふことで、我々としては、その間の壁と申しますか、そういうことについてはできるだけ早く取り払って、その壁が少なくなるように努力して

まいりたい、こう考えております。

○小澤(元)委員 終わります。

○大久保委員 遠藤和良君。

○遠藤委員 先ほど大臣から本法案に対する提案理由の説明をお聞きしたわけでございますが、重ねてで恐縮でございますが、本法案の意図するもの、あるいはまた、今この時期に提案された理由を明確にお聞きしたいと思っております。

そしてまた、重ねて、大臣が研究交流に抱いているお考えに対して本法案がどの程度満足できるものであるか、本法案のどこで点と申したら失礼でございますが、百点満点で何点ぐらいの感覚でいらつしやるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○河野国務大臣 先ほど提案理由の説明等で申し上げましたけれども、科学技術の振興を図っていく上でとりわけ重要視しなければならぬポイントには創造性ではないか、こんなふうにも考えているわけでございますが、そうしたことを考えますと、異なった分野の人たちの交流というものは極めて重要になってくるのではないかと、いうふうに思われます。しかし、そうしたことが行われるような状況に今なっているかどうかという点、多少心配もござります。

こういう例は適当かどうか分かりませんが、筑波に研究学園都市ができて大変多くの研究機関が集まっておりますけれども、ああいう場所に多くの研究機関、これは民間も国の研究機関もそうですけれども、せつかく国際的にも恐らくそう多くないであろう大きな規模でああいうところに研究機関が集まっている。ああいうところに一つに集まっていることのねらいあるいはそのメリットは何かという点、そこで交流が活発に行われるということが一つのメリットだろうと思つたのですけれども、私、先般視察をしてまいりました。私が思っているほどに研究交流というものが筑波学園都市の中でも行われていない。これは非常に残念なことでございます。

交流センターなどという機関をつくりまして、

施設をつくりまして、そこで研究そのものでなく

ても、例えば趣味の音楽であつてもいい、その他趣味に絡んだ人間の交流が行われるということでも私は意味があるのではないかと思つていますが、交流センターなどへ行つてみましても、必ずしも非常に積極的に交流が行われているというふうにも思えなかつたわけでございます。あそこだけを見ても全体をはかるということはどうかと思つて見ても、印象としてはそういう印象を持ちました。

私は、国内においてもそうでございますが、国際的には、今小澤先生の御質問の中でも御答弁を局長からいたしましたけれども、外国との習慣の違い、考え方の違い等もありまして、なかなか壁は厚うござります。そういうものを越えていく何かきっかけをつくる、あるいは制度をつくっていくということとは必要だ、こう考えておるわけでござります。

先生の今の御質問の中に、なぜこの時期にという御質問がございました。先生も御承知のこととおり、この研究交流促進につきましては、数年前からこうしたものをつくりたいというふうな考えでいた向きがございまして、科学技術庁でも努力をした跡が、私、科学技術庁に参りますと、ござります。しかし話を聞いてみますと、その当時にはなかなか国の制度、例えば財産管理制度でござりますとか、人事院の制度でござりますとか、国の制度の根幹に触れる部分がこの法律にはござりますので、過去何回かトライしたけれども成功しなかつた。しかし、行革審を初めとするいろいろな考え方が国民に支持されてきまして、やつとその壁を越える手がかりができたということで、昨年来急ピッチにこの作業を進めて、理解を得ることができて、今回提案をすることになったということのようでございます。

また、この法案のどこでございましてという御質問でございますが、この法案は、この法案は、委員会の先生方には後ほど点数をつけていただきます。私どもがこの時期合意を得て提案をするこの法律といたしましては、事務局は相当に頑張つて法

律をつくる努力をいたした、こう私は評価をいたしておりますが、全体の点数については、どうぞひとつ先生方で御採点をいただきたいと思います。

○遠藤委員 できればでございますけれども、立法院の私たちがいたしましては、この法案を一読いたしました。法律は十一條でございますが、「政令で定める」という文言が十五あります。これはどうも細かいことはみんな行政府の方でやるんだということでは何か逃げていらつしやいまして、立法院としては、言葉は悪いのですけれども、これは甚だざる法的、そういう印象を受けるわけでござります。この十五項目の「政令で定める」というところを明確にしたいだかないと審議できないのではないかと印象を受けますが、いかがでございますか。

○長柄政府委員 この法案は、公務員制度や財産管理制度についての特例を設けるということでございまして、その特例の範囲をはつきり決めなければいかぬ、また、その特例を適用するに当たつての手続を決めなければいかぬというふうなことから、「政令で定める」という項目が十五項目あるわけでございしますが、この法案におきましては、法律で手当てすべき基本的事項は法律でつきり明定し、運用細目については政令で規定するというところでございまして、その点を御理解願いたいと思つております。

○遠藤委員 時間がございませんで、ここで一々十五項目全部明確にしろというとは言いませんけれども、二、三明確にしたいだきたいところがござります。

まず第六條関係でございますけれども、これは「国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与」の問題でございますが、先ほど小澤委員がおっしゃいましたけれども、ここに「国は、国以外の者から委託を受けて行つた研究の成果に係る国の特許権」等の「一部を、政令で定めるところにより、当該国以外の者に譲与することができる」というのは

どういうことを意図されておりますか。

○吉村説明員 政令として現在考えておりますのは、「一部」と書いてござりますので、その「一部」というのはどの程度にすべきかということを決めたいというふうに思つておるわけでござります。

○遠藤委員 今までは、国から民間にお願いする委託研究の場合、あるいは民間から国にお願いする受託研究の場合も、ともに特許権は国にあったわけでござります。今度法律で、受託研究については民間に出資をお願いしているわけでござりますから、その特許権の一部を民間にも譲与する、こういうことにならうかと思つておるけれども、それは例えばどういふふうな判断をして、その一部を譲与する形になるわけですか。

○吉村説明員 私どもが考えておりますのは、資金を負担した方と、そういう研究をして発明をした研究者が属する国でございまして、両者の共有にしたいと思つておるわけでございまして、その共有の割合は、先ほど申し上げました政令で決める、ということでございます。それで、個別に、研究のテーマごとにとりかかるといったことを決めるという意図ではございませんで、一律に、研究費を全額負担していただく方に対してどの程度の持ち分の割合をお渡しをするかということをお政令で決めたいということをお考へておるわけでござります。

○遠藤委員 それから第九條の「国有施設の使用」の関係でございますが、ここにも「政令で定める」というのが二カ所ござります。これはどういふことを考えていますか。

○吉村説明員 国有施設の廉価使用につきましては、既に法律によります前例というのがあるわけでございまして、そこにおきましても政令に委任をしているという部分があるわけでございまして、そういうものと特段別のことをお考へておるわけではございません。

内容的に申し上げますと、政令におきまして

は、廉価で使用させる施設というのはどういうものにするかという施設を政令で定めたい。それから国有施設を廉価で使用させます場合に、どの程度安く使用をさせるかといったことをこの政令で決めたいというふうに思っております。

○遠藤委員 第九条の中に「当該研究の効率的推進に特に有益である研究を行う者に對し、」云々とあるわけですが、特に有益であるとは判断をするのはだれですか。

○吉村説明員 先ほどの答弁で一つ落しましたので、補足をさせていただきますと、もう一つ、政令は二本立てさせていただきます。後段の政令では、国有の試験研究施設の使用を通じて、施設を貸す側の国の研究所と借りる側の民間の研究所の間で研究に関する交流が図られるような条件を規定するということを考えてございます。具体的には、先方が取得をいたしましたデータを無償で国に提供すること、その内容でございまして。

〔塚原委員長代理退席、矢追委員長代理着席〕

それから、ただいまお尋ねがございましたが、それが判断するかということでございますが、形の上では国有財産法上の建前になってまして、それを最終的に責任を持つ各省、各庁の長といったことになるかと思いますが、実際上はその中身をよく御存じの研究所長さんが判断をされるというふうになると考えております。

○遠藤委員 この法律の題は研究交流促進法という名前がついておられるわけですが、読んでおきますと、どうも国の研究公務員の方が民間に行く場合、あるいは共同研究を行う場合の、ある意味では優遇法という感があるわけですね。交流というものは、行き来がございまして初めて交流でありまして、民間の方から言わすと、国の研究機関を自由に利用できるということが交流の大きいメリットになるわけですね。それを国の方ばかりこういうふうにやりますよというのでは何か片手落ちのような感じがするわけですが、もう少し民間が国の機関を通して自由に研究を行

えるような配慮というものはどういうふうになつておられるのでしょうか。

○長柄政府委員 先生の御指摘は二つあるかと思ひますが、一つは人の交流かと思ひます。

国の研究者が国以外の研究機関に移つていろいろ研究したりするところで、法律的にいろいろ国家公務員法上問題がございまして、その問題を今回の法律で解消しようというところでございまして。国の研究者が外に出ていくようにしようというところが今回の身分法上の手当てでございまして、一方、民間企業、研究者の方が国の研究所に來て一緒に働いていくことにつきましては、特に大きな法律的な制約があるわけではございませんで、例えば客員研究員制度とかいろいろな制度がございまして、そういう制度を充実させるということ、その逆の場合は手当てができるというところで、法律上は国の研究者についてのみ規定したわけではございません。

もう一点、民間の方々、国の施設をもっと自由に使つたらどうかという御指摘かと思ひますけれども、從來から国の研究施設には日本に一個しかないような非常に特殊なものもございまして。そういうことで、研究所側の業務に特に支障のない限り、あいてる時間があれば御利用いただくというところで来てまいりました。ただ、その際、使用の料金でございまして、かかったコストをいただくということ、民間にも開放してきたわけではございますが、これにつきましても、必ずしも十分周知徹底しているとは限りませんので、今後どういう研究所のどういう施設があり、その利用についてはこういう条件でございまして、各省庁の協力を得ましてPRと申しますか、その周知徹底を図り、民間の方々、国の施設を御利用になる際の便宜を図っていききたい、こう考えている次第でございまして。

○遠藤委員 国の研究機関の公開といいますが、企業に利用していただくという考え方は大賛成でございまして、そのときひとつ留意をしていただきたいといひますか、配慮していただきたいこと

それは、この法律を読んでおきますと、この法律で恩恵を受けるのはだれかといひますと、要するに国の研究公務員の方々、ハイレベルの研究を持つ大企業の方々ではないかなという印象が浮かぶわけではございますが、今ベンチャービジネスと言われる方々、中小企業の方々、しかし研究の中身というものは大変先端を行くというベンチャービジネス、あるいは研究の中身が大変価値のあるものである、こういう方々に特に国立の研究機関、試験機関等を十分に活用できる道を開きたいと思ひますが、いかがでございましてか。

○河野国務大臣 先生の御指摘はよく理解できます。大企業とか中小企業とかという場合には、資本金の大きさと売り上げ高とか、あるいは人間が何人おるかということ、一つの概念をつくる場合が多々ございまして、御案内のとおり研究とか技術開発とかというものは、そうした概念よりも研究のレベル、技術のレベルがどうかというところが問題でございまして。お話のように、そういうスケールは大きくないけれども非常に質の高い研究を行っているという企業、あるいは民間の研究機関というものもたくさんあるわけではございまして、そうした点に着目をしてやっていくということが重要だと思ひます。

研究者は、お互いにどこにどんな研究施設があるか、どの研究施設がどのくらいのレベルのものを保持しておるかというところはかなりよく知つてはおるわけではございまして、この上にもこうした考え方を周知徹底させる、どこにどういふものがあるかということもよく御案内申し上げるという点は、努力をしていかなければならないというふうに思っております。

〔矢追委員長代理退席、委員長着席〕
○遠藤委員 大塚大臣に前向きの御答弁をいただきましたが、恐縮をいたしております。

特に、先ほど確認いたしましたように、研究の中身が特に有益であるというふうな判断されるのは実質的には研究所の所長さんであるといひましたが、その判断の基準として、どうしても大企業、今までの経験がございまして、そちらの方に経験的に判断をされる場合があると思うのですけれども、私は研究というのは、大臣もおっしゃったようにやはり研究そのものが大事でございまして、企業の大小とか研究員の方とか、そういうことは関係なく、研究の中身がよければ小さな民間の企業であつてもどんどんと国の研究機関を使わしていき、こういう配慮をぜひお願いを申し上げたいと思ひます。

次の問題でございまして、いわゆる研究交流ということ、懸念されることは、国家の研究公務員の方が、例えば軍事の共同研究、こういうふうな携わつていさばせられて、軍事でございましてから国家機密の網にかぶせられるわけですね。そうしますと、研究交流を促進するといふ名目で大変いいわけですが、国民の目の見えないうところでどんどんと軍事の研究が進む、こういう心配が起るわけではございまして、この研究交流促進法の中を見ますと、研究交流に對して平和の目的に限るという文言がないのです。どうして平和の目的に限るという文言がないのか、ここが大変不思議な感じがいたすわけではございまして、このところはどうかというふうに理解していただけますか。

○長柄政府委員 本法案は、從來からそれぞれの行政目的に應じて各省庁がやってきた研究につきましても、産学官及び外国との交流を進める際、公務員制度とか財産管理制度等について法制上の隘路がございました。こういう点を解消しようというものでございまして、本法案によつて基礎研究を促進するとか、平和、非平和研究を促進するとか、材料研究を促進するといふふうに、特定の分野を推進するといふことを意図して作成をしたものではございまして、一般的に研究交流を促進する上での特例措置を設けたものでございまして。

○遠藤委員 大塚大臣に前向きの御答弁をいただきましたが、恐縮をいたしております。

それから、先生が冒頭申されました国家機密との関係でございますけれども、本法案は国と国以外の者との間の交流を促進することを目的としておりまして、国の研究機関相互間の交流を促進するという点については特に対象としていない。といいますのは、例えば具体的に申しますと、防衛庁の研究所と他の省庁の研究所、また国立大学というふうなことの間の交流についての特例措置を設けるというふうなことは、本法案では何ら規定しておりません。そういう意味では、先生がおっしゃいました点につきましては、この法案の制定によりまして従来と何ら変わる点はないと思います。

○遠藤委員 例えはこういうことが想定されると思うのですが、防衛庁とある民間会社が共同研究をしており、そこに第三者の国立の研究機関の方が入って一緒に研究をする。こうなると、防衛庁とは直接国立の研究機関との共同研究はありませんけれども、企業を通して、企業を媒介して一つの軍事研究が進むということとは十分懸念されるのではないですか。

○長柄政府委員 防衛庁とある特定企業が、軍事と申しますか、防衛技術に関する研究をやっている場合に、第三の研究機関の方がそれに参加するかどうかということかと思いますが、これは第三者である研究機関の任命権者が判断すべき問題でございます。参加させるかどうか、その際それぞれの省庁、例えば通産省とか科学技術庁でもよろしいと思いますが、その省庁の研究目的というのはそれぞれの省庁の設置法によりまして任務がおのずから決まっております。そういう意味で、各省庁の持つております任務とか、各省庁にとってその研究に参加することが有意義であるかどうか、いろいろな面からの検討があつてそれぞれの任命権者の方が判定されるわけでございます。この点につきましては従来から研究休職等によって参加の道はあつたわけでございまして、今回その点で変わりましたのは、退職金の通算の場合に、従来期間通算の場合二分の一が二分の二に

なつたということでございます。基本的には何ら大きな変更はないもの、こう考えております。○遠藤委員 確認をしておきたいのですけれども、防衛庁がある企業と共同研究をやつておる、それに対して第三者の国の、通産省でも文部省でもあるいは科学技術庁でも結構でございますが、その研究機関の研究員が一緒のプロジェクトで研究をするということではできないのですか、できるのですか。このところを明確にしたいと思ひます。

○長柄政府委員 参加することは法律的にはできますが、その参加させるかどうかという判断は、所屬します研究者の任命権者が握つてゐることでございます。○遠藤委員 そうすると、やはり平和目的に限るということを書いていただかないと、大変失礼な言い方でございますが、法律的には参加できるわけでございますから、例えば科学技術庁所管の研究者が軍事研究に参加してゐる、こういうことも十分法的には可能なわけですね。

○吉村説明員 防衛庁と各省庁の間の共同研究ということは、現行法制上は何ら制約はないわけでございますが、各省庁はそれぞれ設置法の範囲内で研究をやるということになっておりますので、その限りにおいては制約が出ておるわけでございます。それらの関係につきましては、今回の法案の提出によつて何ら変わるものではないというふうに理解をいたしております。

○遠藤委員 十分にわからない点もありますけれども、やはり研究交流は平和目的に限るというのが日本の科学技術の大前提であるような気がするわけでございます。ですから、ダブつて明記することになるかも知れませんが、この法案でもそういう趣旨を明確にすべきではないかな、こういうふうに私は思つております。

それから、今度は逆に研究公務員の方々の立場でございますが、共同研究することによりまして企業秘密とか、今言った軍事研究であれば国家機密、軍事機密の網をかぶせられて、研究公務員と

いうのは自由な立場で研究ができる立場にもかかわらず、こういう研究に参加することによつて自由が束縛されるという懸念もあるわけですね。この辺はどのようにお考えになっておりますか。○長柄政府委員 企業機密について申し上げますと、例えば国と民間企業とが共同研究します場合、従来から特許権とか実用新案権の出願をするまではお互いに成果を公開しないというルールでやつておるものが通例でございまして、この点については従来と何ら変わることはないと考えております。

それから軍事機密、国家機密の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の法律は国の機関相互間の研究交流を対象としておりません。したがつて、例えば防衛庁と他の省庁の研究機関との共同研究について何ら規定するものはないので、この法案によつて御指摘のような問題は改めて発生するということは考えておりません。

○遠藤委員 きょうはせっかく文部省にもおいで願つておりますので、最後に文部省に確認をさせていただきますけれども、この交流促進法が実施されますと、日本の国立研究機関に外国人の研究者がたくさんおいでになる、また役職にもつかれて共同研究をされる、こういうことがどんどん出てくると思ひます。その場合に、例えば外国人の研究者から日本の大学に学位を取りたいという申請がもしあつた場合は、日本の大学は例え論文だけでの学位授与ということでは考えられないのでしょうか。やはり学部に入つて、博士課程を修了した者でないか博士号を授与しないという規定になるのでしょうか。ちょっと確認をさせていただきます。

○雨宮説明員 我が国の学位制度におきましては、先生御案内のように博士と修士の二種類があるわけでございます。いずれも博士課程または修士課程を修了した者に授与するものとされてゐるわけでございますが、特にそのうちの博士の学位につきましては、学位規則の第五条でいわれる論文博士という制度が定められておるわけでござい

まして、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者については、論文博士が授与され得ることになっておるわけでございます。したがひまして、今先生お尋ねのように、正規の課程を経ないでも博士の学位を授与できる方途は講じられておることでございます。

○遠藤委員 それは外国人にも同じように適用されるということですね。○雨宮説明員 そのとおりでございます。○遠藤委員 時間が参りましたので、最後に大臣にお伺ひしたいのですが、この研究交流促進法案というのは土俵づくりのような印象を受けるわけでございまして、この土俵が十分に運用されるかどうかというのは今後の課題になると思ひます。この法案の取りまとめに当たられました科学技術庁として、いわゆる運用の手引のようなものをおつくりになつて、この研究交流促進法案がまさに平和の目的に対して研究が進む、交流が進むというふうな形を整えられてはいかかと思ひますけれども、その辺の大臣の御決意を最後に伺ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○河野国務大臣 先生からいろいろ御注意をいただきました。先ほど来局長御答弁申し上げましたように、それぞれの研究機関はそれぞれの目的を持って研究を今までもしてまいりました。それぞれ隘路を持ちながらも相当な努力をしてこられたわけでございますが、今回のこの法律は、そうした各研究機関が持つてゐる隘路を取り除くというためにつくつてある法律でございますから、まだまだ不十分な点も多からうと思ひますけれども、まずは今最も隘路となつてゐる部分をこれで見越えよう、こう考えたものだと思ひます。

さらに、先生から御指摘がございました、この法律が成立をさしていただいた昨には、この法律が十分に活用されるようなガイドブックと申しましうか、手引書と申しましうか、そういうものもぜひつくらせていただいて、十分に国の研

究施設も活用されるように、あるいはまた国際的にも十分な研究者の交流ができますように、努力をいたしたいと考えております。

○遠藤委員 どうもありがとうございます。

○大久保委員長 小川委員。

○小川(泰)委員 今、私の前の質問者、それぞれいろんな立場で御発言がありましたので、できるだけダブらぬようにして、質問を端的に申し上げたいと思います。

もとよりこの法律をつくらうという意味合いは、私どもも非常に賛成をしている一人であります。むしろ、なぜ今までこんな配慮がされなかったかというくらいに気持ちに立つものです。これが一つ。もう一つは、科学技術の一般質問等でも、私、再三何回かにわたって申し上げていますが、こういう法律全体をひくくする、何のために科学技術というものがあのかという前提に立てば、当然のように戦争とか人類にその科学技術が逆に向かってくるといふふなことはだれも期待しませんし、やっではならないことだ、こういう前提に立っておりますので、あえてその辺は触れることを避けた、こういうふうに思っています。

そこで、今度出されようとする法律の内容について、一つ一つ御質問申し上げたいと思うのです。

まず第一、外国人の任用についてという意味合いはよくわかるのですが、どうなんでしょう、ちょっと僕は留守にしておいたものですから、前の質問者にお答えがあったのかわかりませんが、あくまで、外国に広げようという場合にすべて相手の国があるわけですか。こちらがこういう態度をとれば、相手の国もそれにちなんで素直にこっちは向かって同じような態度をとる、こういう関係でこういう法律は見なければいけないのではないかなというふうに思っていますので、そういう条件といえますか、そういう環境というものはどこまで認識され、精査されておるのか、ちょっと伺いたいと思うのです。

○河野国務大臣 まず一般論として申し上げたいと思いますが、研究者の交流というのは、それぞれの分野で研究者にとって興味のある研究が高いレベルで行われているということが大事だろうと思うのです。これはいろいろな研究の交流のあり方があると思いますけれども、まず一番最初に頭に浮かんでまいりますのは、あの国にこういう分野で進んだ研究がある、こういうことがあれば研究者としては大いに意欲がわいて、その国あるいはその研究機関に行つて研究してみたい、こういうことになるわけでございます。日本も戦後四十年、科学技術の分野で、すべての分野とは決して申しませんが、特定の分野では世界の最先端を行く技術開発が行われてきておるというのを考えますれば、国際的にも、日本へ行ってみたい、日本のこういう研究機関に行つてみたい、こういう意欲がわいてきておるであろう、こう考えるわけでございます。

また、先生御指摘のとおり、今度は逆に日本の研究者にとりまして、あの国のこの研究機関に行つて研究してみたい、こういう意欲を持つておる研究者も少なくありません。そうしたものが制度上の障壁でやりとりができません。そういうことが一番残念なことでございますから、そこをクリアできるようにしようとしておるわけでございます。また、それ以外にも、例えば生活習慣の違いとかあるいは所得の違いとか、まだまだ越えなければならぬものもあるかと思ひますが、まず研究者にとつては、私、前段申し上げたようなことが大前提ではないだろうかというふうに思ひまして、機が熟してきた、こう考える次第でございます。

○小川(泰)委員 これは外国人任用の条章にもかかわるし、その後から出てきます国際共同研究にかかわつて、例えば特許権の問題であるとかあるいは賠償の問題であるとかという条章にもまたがってかかってくる問題だと私は思つておりますので、外国人の任用の場合には、今大臣お答えになつたような双務的な意欲に燃えて交換をしよう、

大いに結構だというふうに思ひます。

同時に、この国際共同研究という分野にわたりますと、ちょっとお触れになつたように、随分とその国々の歴史とかあるいは慣習とか、多分に異なる面が介在するわけですから、事この問題だけにかかわらず、ややもすると、それなるといふ日本なら日本の物差しではかたてなるといふものが、逆に向こうの物差しに当てがってみるとはてなというふうなことがあらゆる分野でしばしば起こってくるというところが、昨今国際時代になつてくると多いわけでありまして、ぜひその辺の配慮というものが、たまたまこれは新しく法律をつくるわけですから、幾つか皆さんも御研究願つて想定されておると思ひますけれども、大変これは融通無碍といひますが、千変万化といひますが、幅においても奥行きにおいても、また時間においてもこれから変化してくる、こういうふうにはこの種のものをとつておるわけでありまして、そういうものにどんなふうに対応なさろうとしていらっしゃるのか。とりわけ、これは例えでありまして、貿易摩擦の問題一つとりまして、こっちはいいと思つても向こうは違ふよというふうなことで、ちょっとおかしな感じがみえなことがだんだん雪だるま式にいく、このこともこれはあり得るわけですね。

私の本音を言わしていただきますと、こういう国際的なものをやるときには、基準とかなんとかというのを余りきつすぎずつくり過ぎてしまつて、ここの関門を通らなければだめだ、こをやらなければだめだということがその目的を逆に阻害するといふことが往々にしてあるものではないか、できればそういうことがないようになしたい。しかしそれはそれとしても、原則をそのことによつて曲げてはいけな、こういう運用がこれから私は大変大事になってくるのではないかと気が持ちがあるものだから、そういうものに対応するお考えをひとつこの際まともに披露願ひたいな、こう思ひます。

○長柄政府委員 国際共同研究にしろ国際交流にしろ、とにかくお互いに理解し合うところからス

タートするものだといふふうに考えております。それその国、それぞれの地域におきましては固有の文化なり風土なり慣習、それぞれの価値観といふものがございまして、お互いにそれを認め合ひ、理解し合うということが非常に大事だと思ひます。

それで、研究者につきまして、先ほどの答弁でもございましたが、例えば国際的な学会に参加するといふふうな場合でも、外国人の研究者が何を考えているか、どういう発想を持つておるか、また自分の論文がその国際的な学会でどう評価されるか、どう批判されるかといふようなことで、国際的な舞台でいろいろ批判され、国際的な間で一緒にたつてディスカッションするといふのが非常に重要でございます。単に国内の学会とか国内のサークルだけでお互いに認め合つておるというふうなことになるかと、考えが非常に画一的になりがちだといふことで、できるだけ開かれた体制に持つていきたい、こう考えている次第でございます。

それから、国際的な研究開発を展開する上での基準等について御指摘ございましたが、確かに従来の日本の制度、慣習といふのは、日本にとつて幾らの利益があるかといふことを中心にいろいろな制度ができておるのだと思ひます。国内だけでございましてそれでもいくつございましてけれども、国際的にはやはり自分の利益といふことと相手方に対する利益、便益といふことをバランスして物を考えなければいかぬといふことで、そういう観点に立つて基準、運用、こういうことを考え直さなければいかぬといふことで今回法律を提案させていただいておりますけれども、別途例えは運用、基準の緩和とかそういうことについて、科学技術庁が中心になって、各省庁も入つていただいて、基準の緩和ないし各省庁統一のとれた形に持つていきたい、こう考えている次第でございます。

○小川(泰)委員 これは考え方のやりとりですか、なかなか幅のあるもので詰めにいく問題とは

思いますが、私の気持ちは、こういう国際的な問題、とりわけ科学技術の研究とかお互いのいわば創造性というものを合せてつくり上げていく、もうこういう時代になります。そういう場合に、一般の国のありさまという場合には、まず日本なら日本の利益とか国益というものが一つあります。それも全部失うようなことではいけないのだけれども、とりわけ日本のようにいわば憲法で戦争はしません、という特異な宣言をし、原爆の洗礼を受けたりして、もう二度とやりませんぞといううな国柄の持ち味というものを私はこういう部面から出していいのではないかと。

そのためには、一つのフレームワークを自分の利益のために設けるのではなくて、逆に相手にだけ日本は技術なりそういうものが役立てられるかという点では、少々の枠を超えても振る舞っていくことが逆にいい結果を日本にもたらすのではないかと、こんな感じのいろいろなものを取り決めるときにいく必要がある時代を迎えた、私はこう思います。この基盤とかあるいは手引をつくられるとか、これから閣議等で運用の一つのマップをつくられるとか、いろいろございまして、そういう発想で御検討いただきたいなというふうに私は思うのですが、いかがでしょう。

○河野国務大臣 例えはスウェーデンにある平和研究所なんというのを見ましても、これは小川先生恐らく御認識だと思えますけれども、もう全くスウェーデンのためにある研究所ではございせん。国際的な平和のためにある研究所ということが非常につきりしているように思えます。したがって、あの平和研究所の中の国籍別に構成員などを見ると、スウェーデンの人は決して多くない。むしろ世界各国の人が来てあそこで研究をするというふうになっていて、私たしか記憶しておりますが、どうも日本はまだそこまで進んでいないようにございまして、少なくとも管理者はだめ、何はだめ、かにはだめ、全体の半分を超えてはだめとか三割程度でなければいけないとか、まだまだ国際的な発想、感覚というところまでは達し

ていないというのが現状でございます。

これから国際的な役割を担っていくかなければいけないということになれば、こうしたものをもう一つと我々が理解し、そうした方向に歩を進めていかなければいけない。私は正直言って直ちにそこまでいけるというふうにも考えておりませんが、少なくとも研究の成果は国際的な人類の財産というふうな発想でこれからやっていかなければならない時代にきているだろうと考えておりました。まだまださやかな前進でございまして、研究交流の中におきます国際的な研究集会への参加とか研究者の海外出張でありますとか、あるいは海外からの外国人の研究者の受け入れとか、そういう面で少しづつ前進をさせていきたいというふうに考えているわけでございまして。

○小川(泰)委員 これ以上この問題についてのやりとりは差し控えていただきますが、遅きに失したと思うくらいに部面でも、せっかく今窓を開こうとなさっておるわけでございまして。最初が肝心でございますので、そういう方向をしつかり踏まえて、さはさりながら現実的にできるところから一步一步と積み上げていくということが私は大事だと思っております。あえてそういう質問を申し上げさせていただきますので、今後の運営の妙とか、さらに拡大発展を御期待申し上げます。

次の質問なんです。前者も触れられておりましたけれども、これは極めてリアルな質問になるのですが、研究集会への参加とかあるいは民間への出向とかということに当たりまして、出ていく方々に本当にやる気を起こさせる、これが一番大事だと思っております。今民間の間で、先ほど来この法律の提案の幾つかの条件の中に——今、テンポが速いのです。そして、いろいろな複合性の中から新しいものが見つけられていくということとをあらためて競争を働かせている、こういう時代なものですから、今申し上げたようなところに参加なさっていく方が肩身の狭い思いをした、後ろを振り向かなければならぬか前へ進めなとか、外国へ行つたとき横を見ないとなかなか

どうも、こういうことは私はできるだけ取っ払ってやりたい。で、上がった結果に対しては別の物差しできちっと政治配慮していけばいいのでありまして、そこへノーハウといえますか、知恵というか、創造性というものができるだけ自由でできるような、そういうもののためにこれはあり得るなというふうに私は思っております。

さはさりながら、いろいろ出張旅費規定とか、この部分は出張旅費は出しませんよとか、この部分はどうかとか、予算上の関係、いろいろあるのではありません。そういうものは余り野方図にやっではないけれども、もう大づかみに、目的はここだと言ったらどんなに広げていってやっ、むしろもつとやれよと言わうぐらいのバックグラウンドを与えてやらないと、せっかくこういうものををつくりましても、びる可能性というものを保持のじゃないかというふうに私は思います。で、そういうものに対する参加あるいは出向に対して今ある規定でさばき得ないようなものも出てくると思いますが、そういう拡大性を持つて補充してやるというふうな考えが必要だ、こう思うのですが、いかがでしょう。

○長柄政府委員 研究交流のために外部の機関に参加されるとか出向されるといふような方が、常には後ろを見たり横を見ないと安心しておれないというふうな環境というのには非常にまずいのでございまして、今回の法律でそのことを特に手当てしているわけでございせんが、何といひましても今後国立研究所が基礎研究、独創的な研究を中心に移していくというためには、非常に創造性があり熱意があるような方が伸び伸びと自分の主体性を維持しながら、ある範囲内で自由に、自主的に研究を進めていく、こういう環境をつくらないといかぬというふうに考えております。

それで、実は現在科学技術会議の中で、国立研究所の中長期的あり方ということで、活性化をねらいとして国立研究所の組織運用をどう改善するか、その研究者の方の創造性を抑えているような、ディスカレッジするような要素は何なのか、

そういうものはやはり取り除こう。これはなかなか難しい点がございます。いろいろ歴史もございませうけれども、そういうディスカレッジするようなものを取り除きまして、研究者の方が喜んで研究業務に本当に没頭できるというふうな環境をぜひつくっていききたい、こう考えている次第でございまして、科学技術会議でも今検討をやっておりますが、できるだけ早く結論を出して、そしてそれを実行に移していきたい。そういうものと今回の法律とが相まって初めて実効が生まれるというふうに考えております。

○小川(泰)委員 これこそ出る国、向こうへ行く国、それによって随分違ってくるから、うんと弾力的な対応をしていただきたいと思ひますが、その考え方が、逆に外国の人が日本へ来るという場合に、向こうは向こうなりに自由にやってくれよと言ってきたとしても、受け口の方が逆向きに余り枠をはめたりどうのこうのと言つても、これはいけないんだなというふうに思いますので、そういうものをお考えいただくときには、出る場合、受ける場合、両方相まってぜひ前広に検討していただきたいなというふうに私は思ひます。今お答えの中にあった検討中のものもできるだけ急がれまして、できるところから実施に移していただきたいな、こういうふうにして思っております。

○長柄政府委員 非常に難しい問題が数多く含まれております。明治以来のいろいろなしこりといひますか、伝統、そういうものがございまして、すべて取っ払うというのには容易ではないと思ひますが、我々としては一年半以内には結論を出したい、こう考えております。

それから、先ほど先生おっしゃいましたが、日本から出ていく場合もそうでございますが、外国の方を日本に呼ぶという場合にも、日本のしきたりの中で本当に外国の方が喜んで研究していただくと、これについてもまた難しい問題がございまして、こういう点も十分検討したい、こう考えております。

○小川(兼)委員 最後に、一つだけですが、今ずっと私、こうやりとり申し上げておりますけれども、要するに、全体の流れは守ろう、どうしてもそういう方向に行きがちな風潮があるものから、この種のものはむしろそれを打ち破りながら前へ進む、こういう風潮をぜひ長官、新しい発想でぐんぐん引張っていただきたいなという願望が強いものですから、そういう立場でいろいろ御質問させていただきたいと思います。

とりわけ、大事をとるために大勢の先輩が明治以来やってきたことも、いい面もありましようが、あるいはそれが逆に障害になるというふうなことが判断できたら、少々はね返ってきて、うん、ここはひとつ割り切ろうというときはすばつと割り切るくらいの大胆な発想でこの種のもののリードをぜひしていただきたいなとは思っております。こんな質問を申し上げた次第です。お答えあるなしにかかわらず、私の質問をこれで終わらしていただきたいと思っております。

○河野国務大臣 御指摘、十分胸におさめながら、しっかりとやらしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○大久保委員長 山原健二郎君。

○山原委員 冒頭に委員長に、大変恐縮ですが、この委員会に法案が出たのは久しぶりでございます。しかも大変重要な中身を持っておりますし、法案そのものはわずか十数条で構成されたものでありますけれども、先ほどの質問の中にも出ておりますし、また河野長官も根幹にかかわるというふうな御発言もございましたように、法律というものは一度成立をすればひとり歩きもします。そういう意味で、この法案につきましては拙速はもちろん慎みまして、十分な審議をしていただきたいというのが私の見解です。

殊に、第十条が新しく入りましたので、これは外務省の条約関係も入ってまいりますし、また、研究機関は各省庁とも持っているわけですね。そういう点から考えまして、関係する省庁も多いわけですし、また、研究者の御意見などもお伺いも

したいと思えます。そういう意味で、国会の中にもそれぞれ専門の委員会がございますから、これらの意見も聴取する等の慎重な審議をお願いしたいと思えます。

また、私も、この法案の審議に当たりましては精力的に自分の持てる力を十分に発揮をして、この法案の中身を明らかにし、また、歯どめをかけるべき点は歯どめをかけていく、修正すべき点は修正していきたい、こういう考えでおるわけでございますが、大久保直彦委員長の御見解を最初に伺いたいのではありません。

○大久保委員長 御趣旨はよく承りました。

○山原委員 この法案の二条の「定義」のところの話がありました。防衛庁が入ってきたわけですね。この点についてちょっと経過を見てみますと、これはいわゆる行革審の答申が出ましたときに、私の党の参議院の佐藤議員が参議院の科学技術委員会、前の長官の竹内黎一さんに質問をいたしております。「産官等の研究交流の促進」という行革審の答申のこの文句のもので軍事研究の導入を図ろうということはないのだということを確認をしておりますねという質問に對しまして、竹内長官は、「いやしくも軍事研究にわたるものがないように、十分な注意はしてまいりたい」と答弁をされておるのでございます。ところが、今回「定義」の中に、第二条に防衛庁が入りまして、研究機関と制服組を含む研究員を入れてきたわけでございますが、これは明らかに軍事にわたる研究交流を公然と法的に認める結果になるのではないかと考えますと、竹内前科学技術庁長官の国会答弁にも反するのではないかと思います。いかがでしょうか。

○長柄政府委員 今回提案いたしました研究交流促進法案は、国の研究機関が産官等と研究交流を推進する上で法制上の隘路となっている点を除くことを目的としたものでございまして、国の研究機関として設立されました防衛庁の研究所についても、これを排除することにはしておりません。

一方、科学技術庁といたしましては、我が国全体の科学技術の振興を図ることを任務としておりまして、専ら防衛に用いられず技術、すなわち防衛技術の研究は防衛庁の所管でございます。科学技術庁は各省庁に共通な技術の研究開発等を行っております。このように当庁の立場、性格というものは、本法の内容いかんにかかわらず変わるものではないと考えております。科学技術庁といたしましては、今までどおり各省庁に共通な技術の研究開発を本法を使って合理的に進めたいと考えており、その際、科学技術庁が進める産官等の連携に軍事研究の推進を目的とすることは考えておりません。

○山原委員 防衛庁関係を入れたのは、あたかも法技術上のやむを得ない措置であって、防衛庁を除く積極的理由がないという御説明であつたように思いますが、そういうことですか。

○長柄政府委員 この法案は、当初から国の研究所で研究していらつしやる研究者を幅広く対象としたものとの考え方で検討して、提案中の法案に落ちついたものでございます。いろいろなアイデアがあつて、特別職、防衛庁の研究が特別職でございまして、それと通常の一般職の研究者と一つの法律で取り扱った方がどうか、別の法律がいいかという立法技術上の議論はしたことがございまして、結論として、防衛庁の研究者も他の省庁と同様に研究業務に従事しておられるというところで、その交流を促進する意味で同一の法案で扱ったものでございます。

○山原委員 けさ、局長は、国の研究機関相互の研究交流、例えば防衛庁と他の国の研究機関との研究交流についてどうなるのかという質問に對して、必ずしも活発に行われているとは言えないので今後大いに壁を取り払っていきなさいというふうにおっしゃっているが、間違ひありませんか。

○長柄政府委員 私が答弁いたしましたのは、国の機関相互間の研究交流については、今回の法律では何の手当てもしてございませんという点が一つと、国の研究所相互間の研究交流というのは、特に法律上の大きな壁があるわけではございません

んけれども、必ずしも盛んではないということ、これは大いに盛んにしたいということを述べたところでございます。

ただ、それぞれの研究所ないし省庁がどの研究所と協力するか、どういふ点について協力ないし交流するかということは、それぞれの省庁の責任者がお決めになることでございまして、防衛庁と他の国立研究所の間の交流を盛んにするかどうかというのは、それぞれの省庁の判断でござい

○山原委員 これは遠藤さんがお話し出しましたように、平和目的に限るといふ戦後日本の科学技術の研究における原則が何となく崩されていつているのです。あなたの答弁を聞いておりました。防衛庁と他の機関との壁を取り払い大いに交流すると言ふなどは、重大な発言ですね。防衛庁を第二条の「定義」の中に入れたことにつきましても、防衛庁は特別職でありますし、一般職と同列に論じることができない性質を持っているわけでしょう。身分や職務規定も国家公務員法ではなくて自衛隊法によって定められているわけでございますから、この法案の中にあえて防衛庁を入れなればならぬ理由は全くない、法技術の面から見ましてもそういう点は全くないと思うのです。この法案が成立する過程、第四次のたたき台ができていますが、それまでは入っていないかつたわけですね。それが入ってきたということも、非常に問題を感ずるわけでございます。さらに、それに加えて第十条の「配慮事項」が追加されたわけですね。

こういう経過を見ましても、法技術上の問題だけではなくて、本当の理由は、防衛庁関係を含めることを法律上明記することによって、軍事研究にわたる研究交流の促進に法的根拠を与え、また、第十条「配慮事項」を追加することによって、S・D・I研究協力を初めとする対米軍事技術協力の米側要請に際していかうとする中曽根内閣の強い意向を示したものでないのかという強い疑義を持っているわけでございますが、この点につ

いはどうお考えですか。

○河野国務大臣 先生いろいろ御指摘でございますけれども、各研究所を持ちます省庁はそれぞれ設置法でその目的をきっちり定めておるわけでございますから、それぞれの省庁はみずから持ちます設置法に基づいてその研究の目的の枠組みはおのずからある。したがって、先生御心配、御指摘がございましたけれども、そうした目的を超えた研究がやみくもに行われるということはありません。と私は考えます。

それから、第十条がSDI研究に絡むものではないか、そういうものを考えているのではないかと、御指摘がございましたが、先ほど委員の御質問の中でもお答えいたしましたけれども、この法律は、我が国の研究のレベルを上げるためにその隘路を取り除くとしてこの法律をつくるべくかねてから努力がなされてきたものでございまして、ここに来て急にこの法律でないことは先生も御承知のとおりだろと思ひます。本来からいへば、数年前に法律案をつくって衆議院、参議院に御提案申し上げ、御審議をいただきましたわけでございますが、政府内部におきまます調整に時間がかかって今日までそれが延びてきてしまったというところでございまして、今日トピックスで先生いろいろ御議論いただいておりますが、そうした問題に合せて急遽つくったというものでないことをぜひ御理解いただきたいと思ひます。詳細につきましては、事務局からもう少し御説明をさせていただきますと思ひます。

○山原委員 時間がわずかしかなかったもので、今の点については私の方の見解をいざ述べたいと思ひます。

今まで第十条は入ってなかったのです。平和と安全に関する条約の問題等なかったのです。長く検討されてきて、そして最終段階で防衛庁の定義が入り、第十条が入る。恐らく閣議の段階で入ったのではなからうか。これは詳しく知りませんが、けれども、そういう点から見まして、長く検討されてきたこと、また、それに対する研究者の一定

の意向も反映されてきておったことは事実ですけれども、最終段階においてここが変わってきたことに対する危惧の念を申し上げておるわけです。

そして、去る四月三日の参議院の科学技術委員会で計画局長は、この法案はあくまで研究交流の一般のルールづくりのものであり、軍事研究など特定の研究を推進することを目的としたものではない、軍事研究を推進するかどうかは政策判断だとお答えになっております。これは非常に重大な御発言だと思ひます。政策判断、いわゆる軍事研究を推進するかどうかは政策判断だということになりますと、時の内閣の性格によって随分変化が出てくる可能性もあるわけですね。この点について少し明らかにしていただきたいということが第一点。

次に現状ですけれども、今アメリカ国防総省が武器技術に転用する上で大きな関心を寄せております我が国の汎用技術部門の十六分野、これを見てもみますと、ガリウム砒素装置、マイクロウェーブ集積回路、光ファイバー通信、ミリ波通信等々は、工技院など我が国の国立試験研究機関でも重点的に推進を図っているものであります。これは、前に私どもの工藤議員が通産省局長に対して質問したのに対する答弁として出てきております。

それともう一つは、今度ワインバーガー国防長官が来日しまして、加藤長官に対して、これは四月五日のことですけれども、二時間にわたる会談の中でSDI参加問題について発言をしております。日本が政府対政府の協定であれ、民間会社、大学、研究所の契約の形態であれ、SDIに参加することを歓迎したい、特に日本のような技術、学問水準の高い国の参加は極めて有意義だ、こういうふう述べておられて、大学、研究所のSDI参加の要請も来ているわけですね。

これは、昨日私は海部文部大臣に対して、大学の性格からいって、また憲法の規定からいって、教育基本法の規定からいって、真理と平和を希求する人間の育成という日本の戦後大学の理念からいって、これはきっぱりと断るべきものであると、大学においていわゆる軍事研究に参加する

などということはおもてのほかのことであるということを明確にしてほしいという質問をいたしましたのでございまして、海部さんも何となく明らかにしないのです。SDIの性格についてはまだ検討中である。相手はワインバーガー国防長官です、こちらは加藤防衛庁長官、明らかに軍事的な側面をはっきり持っているわけですね。そのSDI、これを日本の大学に研究参加を要請するということ事態の中で出てきている今度の研究交流法というものを考えますと、危惧の念を持つのが当然のことです。これについて明確な答弁をいただかなければ、日本の戦後の科学技術の平和目的に限るということから次第次第に逸脱をしていき、禍根を千載に残す可能性を持つと思ひます。この点について、長官の御意見を承りたいのです。

○河野国務大臣 文部省の問題は私の所管ではございせんが、しかし国立大学におきましては、もう既に外国人の任用その他は法律としてでき上がっているところでございまして、このたびのSDI研究と国立大学との関係が云々されるのは少し時期的には違ふのではないかと、十分な御答弁を申し上げることは差し控えたいと思ひますが、私も科学技術庁といたしましては、先生御承知のとおり、国民経済の発展に寄与するため、科学技術に関する行政を総合的に推進するといふのを任務といたしておるわけでございます。

このたび御提案を申し上げ、御審議をいただいておりますこの法律案は、それぞれの省庁が持つております研究所の研究を進めていく上で、それぞれ隘路になっている問題が共通した部分がある。そこで私も取りまとめ役と申しますか、そういう役割を担ってこの法案を提案しているわけでございます。私は、今先生いろいろ御心配をいただいておりますが、この法律それ自体が特定の目的を持って、特定の目的を持つ研究のためにこの法律をつくっているものではないということ

だけは明確に申し上げたいと思ひます。

○山原委員 最後に、この十条「配慮事項」が入っているわけですが、これは「国際的な交流を促進するに当たっては、条約その他の国際約束を厳実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払ふもの」というふうになっているわけでございます。この点がなぜここへ最終段階において入れられたのかということについて質問したいということ、もう一つ、この条約の中には日米安保条約も当然入っておりますが、そのように理解をしてよろしいのであろうかということをお伺いしたいと思ひます。

○長柄政府委員 この第十条の件でございせんけれども、法案の政府内部における検討に当たりまして、当然のことながら広くいろいろな立場から検討したものでございまして、結論としてこの十条が入っているわけでございます。当初、研究交流を促進するための特別措置をどうするかというような特例措置を中心いろいろな検討を進めてきたわけでございますが、この法案によりまして、今後、国と外国との国際的な研究交流の促進ということが非常に期待されるということに伴ひまして、国として当然のことでございますが、条約等国際的に配慮すべきことを特記したわけでございます。(山原委員「安保条約は」と呼ぶ)この十条の「条約その他の国際約束」ということは、これは政府の結んでいます条約、約束すべて入りますので、安保条約等も当然これに含まれるわけでございますが、私も、安条条約とこの研究交流とどういふ関連があるかということとは十分承知しておりません。

○山原委員 これで時間が来ましたので、終わります。

○大久保委員長 次回は、来る十五日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

研究交流促進法案
研究交流促進法

(目的)

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する国の試験研究に關し、国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、もつて科学技術に關する試験研究の効率的推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に關する試験研究（以下「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条の二の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる試験研究機関その他の施設等機関

二 国家行政組織法第八条の三の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三 国家行政組織法第九条の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

2 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。

一 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき、同法別表第七研究職俸給表（次号において「別表第七」という。）の適用を受ける職員（その属する職務の級が一般である者を除く。）並びに同法別表第六教育職俸給表（次号において「別表第六」という。）の適用を受ける職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。）及び一般職の職員の給与

等に関する法律別表第八医療職俸給表（次号において「別表第八」という。）の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者

二 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第二項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給される職員（その属する職務の級が一般である者を除く。）並びに同項の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員及び防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第五十九条に規定する自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者

（外国人の研究公務員への任用）

第三条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者（同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。次項及び次条において「任命権者」という。）は、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究公務員（前条第二項第二号に規定する者を除く。）に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

一 試験研究機関等の長である職員

二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職員のその他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときには、任期を定めることができる。

（研究集会への参加）

第四条 研究公務員が、科学技術に関する研究集会への参加を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に關する国と国以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、

当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

（研究公務員に關する国家公務員等退職手当法の特例）

第五条 研究公務員が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究公務員が国以外の者から国家公務員等退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与）

第六条 国は、国以外の者から委託を受けて行つた研究の成果に係る国の特許権又は実用新案権の一部を、政令で定めるところにより、当該国以外の者に譲与することができる。

（国際共同研究に係る特許権等の実施）

第七条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行つた研究（基盤技術研究内消化法（昭和六十年法律第六十五号）第四条に規定する基盤技術に關する試験研究を除く。）の成果に係る国の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

（国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄）

第八条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行う研究のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者（以下この条において「外国等」という。）に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権を放棄することができる。

一 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により生じた固有の施設、設備、機械器具及び資材の滅失又は損傷に關する外国等に對する国の損害賠償の請求権

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条第一項又は防衛庁職員給与法第一条に規定する職員につき生じた公務上の災害に關し、国が国家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八条の規定（防衛庁職員給与法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき補償を行つたことにより国家公務員災害補償法第六条第一項の規定（防衛庁職員給与法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき取得した外国等に對する損害賠償の請求権

（固有施設の使用）

第九条 国は、国の研究に關し交流の促進を図るため、政令で定めるところにより、固有の試験研究施設を管理する機関が現に行つてゐる研究と密接に關連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である研究を行う者に対し、その者が当該試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果を当該機関に政令で定める条件で提供することを約するときは、当該試験研究施設の使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

（配慮事項）

第十条 国は、国の研究に關し国際的な交流を促進するに当たつては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び

安全の維持について特別の配慮を払うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、我が国の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年四月二十三日印刷

昭和六十一年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局